

◆「陳情の取り扱い」の見直し検討について

【提案する理由として】

陳情について、単に採択不採択の採決に付すことではなく、和光市議会議会基本条例に基づき、

- ・施設整備については、場所、財源、維持についての検討も含めて議会として検討も必要なのではないか。

- ・条約などの国政に絡むものについては、理解を深め、議員間での協議を行うことが必要ではないか。

- ・現状、陳情の趣旨から、あるいは、陳情書の総論と各論の扱いから、趣旨採択とすることがある。本来は、採決にあたっては、可決か否決であり望ましいことではない。趣旨採択ということであるなら、採決に付すことではなく、委員間協議により取りまとめることを検討することが考えられる。

(この点、予算、決算での分割付託が望ましいことではないことについても改めて検討が必要ではないか。)

【提案する内容として】

1. 採択、不採択の取り扱いをやめる。
2. 陳情については、提出者の提案として取り扱う。
3. 委員会の委員間での協議、議員の調査に基づく協議を行う。
4. 和光市議会基本条例で示されている内容の充実をはかる。

『和光市議会基本条例』

第3条第1項第2号

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。

(議員の責務と活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

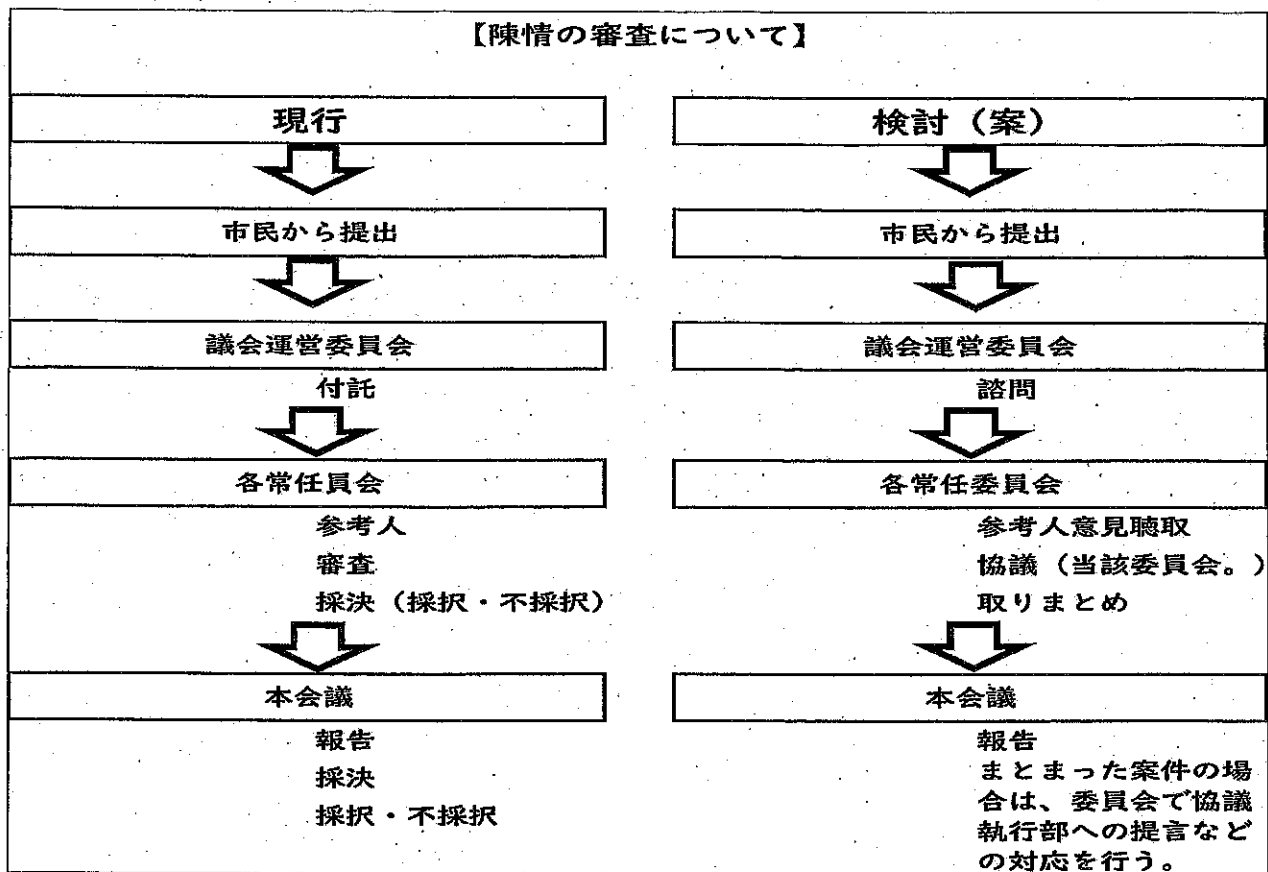
- (1) 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 個別的な事案の解決だけにとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第5条第4項

議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聴くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。

◇見直しにあたっての必要とされる検討事項

1. 陳情に関する会議規則の見直し。(和光市議会会議規則第145条)
2. 陳情の協議手法の検討。(委員会へ陳情配付、協議、検討、本会議での報告の手順。)
3. 見直しにあたっての準備、周知が必要。(上記「2.」についての要領といった文書明示。)



和光市議会では、意見交換を委員間協議とし、協議が整う部分については委員会としての提言として本会議に報告し、場合によっては議会としての提言としてまとめることを想定する。

※参考 春日部市議会での陳情の扱い

